

令和2年7月豪雨の被害発生に伴う届出期日の延長等について(ご案内)

2020年9月16日
株式会社ハウスジューメン

2020年9月30日基準日における資力確保措置の実施状況の届出は、10月21日を期日としておりますが、7月3日からの大雨(令和2年7月豪雨)の被害が甚大だったことから、豪雨による災害のために届出を行うことができない住宅事業者を対象に、届出の期日を延長する旨の事務連絡が国土交通省から行政庁に出されていますのでご案内します。不明な点がございましたら、所管行政庁にお問い合わせください。

1. 対象となる住宅事業者

主たる事務所の所在地が、令和2年7月豪雨による災害に際して、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域にある建設業者と宅建業者 (対象地域は下記を参照してください)

2. 届出期限の取扱い

届出の期日を2020年10月30日(金)までとします。

また、新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、郵送等による届出の積極的な活用についても、事務連絡による要請が出ていますので、届出書の提出方法について事前に所管行政庁のホームページ等でご確認ください。

【参考】令和2年7月豪雨による災害に対して災害救助法が適用された地域 (2020年9月16日時点)

都道府県	市町村
山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上市市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、東置賜郡高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町、東田川郡三川町、東田川郡庄内町
長野県	松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町
岐阜県	高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市
島根県	江津市
福岡県	大牟田市、八女市、みやま市、久留米市
佐賀県	鹿島市
熊本県	八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町

都道府県	市町村
大分県	日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町
鹿児島県	阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、曾於郡大崎町

以上